

提供日 2015/09/30
タイトル 平成26年度県内市町の地方公営企業決算の概要
担当 経営管理部 自治財政課
連絡先 財政班 Tel.054-221-2094



県内全市町及び一部事務組合等が経営する地方公営企業の平成26年度決算の概要を公表します。

特 徴

- 事業数**・・・平成26年度末現在 146 事業(△1 事業、△0.7%)
(うち地方公営企業法適用事業 67 事業、非適用事業 79 事業)
市町村合併に伴う事業の統合などから、平成12年度の242事業をピークに減少傾向にあり、過去5年間の推移をみると、平成22年度の事業数と比較して6事業減少している。
- 職員数**・・・平成26年度末現在 10,665 人(+103 人、+1.0%)
磐田市立総合病院、中東遠総合医療センターをはじめとする病院職員(医師・看護師)の増が主な要因である。
- 支出決算規模**・・・3,861.0 億円(+136.5 億円、+3.7%)
下水道事業及びその他事業において、支出決算規模の減少があったものの、法適用企業における会計基準の見直しにより、各種引当金が新たに費用計上されたことから、特に病院事業において増加したため、全体でも増加する結果となった。
- 建設改良費**・・・652.2 億円(△32.2 億円、△4.7%)
ピーク時(平成6年度 1,700.6 億円)の約3分の1近くにまで減少しており、ここ数年は概ね同規模で推移している。
- 企業債残高**・・・平成26年度末現在 9,352.5 億円(△250.5 億円、△2.6%)
全ての事業を通じて企業債残高は減少しており、全体的な減少傾向は続いている。
- 赤字等の状況**・・・法適用企業(67 事業)において、病院事業に多額の当期純損失及び累積欠損金が生じている。不良債務は2事業において生じた。

* ()内の+、△は対前年度増減の状況。

本資料の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

目次

特徴	1
1 事業数	2
2 職員数	3
3 支出決算規模	4
4 建設改良費	5
5 企業債残高	6
6 法適用企業の赤字等の状況	7
(参考)用語の説明	8

1 事業数

事業数は、平成 26 年度末現在 146 事業で、前年度比で1事業減少した。

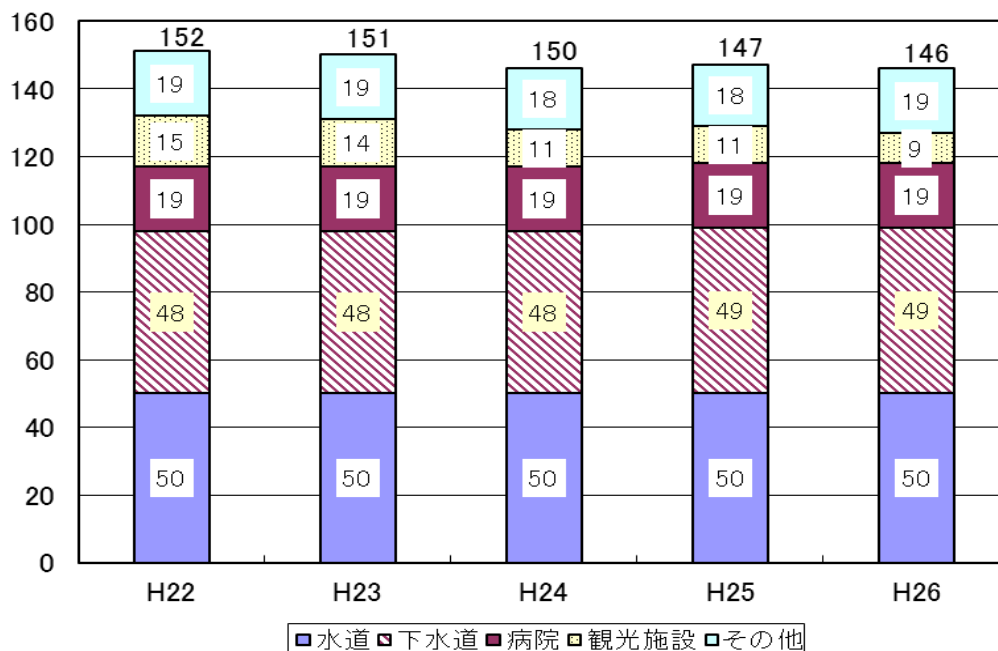
平成 12 年度の 242 事業をピークに減少傾向にあり、過去5年間の推移をみると、平成 22 年度の事業数と比較して6事業減少している。

- ・廃止(2事業):三島市(観光その他事業)、河津町(観光その他事業)
- ・新規事業開始(1事業):小山町(宅地造成事業)

(単位:事業)

項目	年度	26年度			25年度			増減
		法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	
水道		36	14	50	36	14	50	0
上水道(含簡水)		34	14	48	34	14	48	0
工業用水道		2	0	2	2	0	2	0
下水道		6	43	49	6	43	49	0
公共下水道		5	24	29	5	24	29	0
集落排水等		1	19	20	1	19	20	0
病院		19	0	19	19	0	19	0
観光施設		6	3	9	6	5	11	△ 2
休養宿泊		1	0	1	1	1	2	△ 1
温泉等		5	3	8	5	4	9	△ 1
その他		0	19	19	0	18	18	1
電気		0	2	2	0	2	2	0
市場・と畜場		0	4	4	0	4	4	0
駐車場		0	8	8	0	8	8	0
宅地造成		0	2	2	0	1	1	1
介護サービス		0	3	3	0	3	3	0
合計		67	79	146	67	80	147	△ 1

《 事業数の推移 》



2 職員数

職員数は、平成26年度末現在10,665人で、前年度の10,562人と比較して103人増加した。

磐田市立総合病院(816人→861人)や中東遠総合医療センター(779人→816人)をはじめとする病院事業において、医師数・看護師数が増加したことが主な増加要因である。

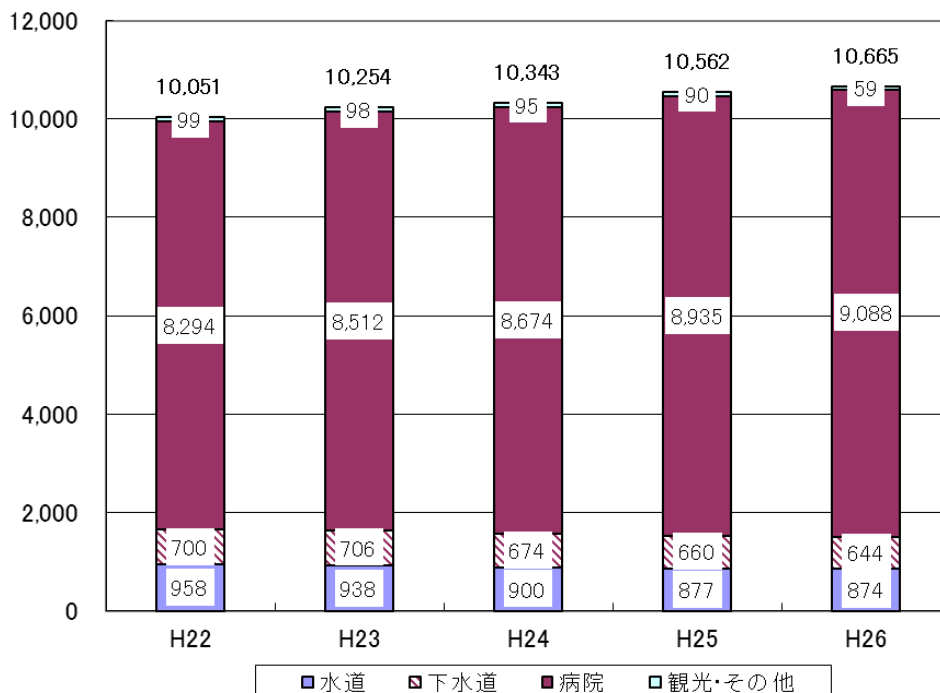
近年、水道事業・下水道事業では職員数が減少傾向にあるが、病院事業では一貫して増加している。

事業別の職員数をみると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業となっている。

(単位:人)

項目	年度	平成26年度			平成25年度			増減
		法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	
水道		846	28	874	851	26	877	△ 3
上水道(含簡水)		845	28	873	850	26	876	△ 3
工業用水道		1	0	1	1	0	1	0
下水道		402	242	644	408	252	660	△ 16
公共下水道		402	227	629	408	237	645	△ 16
集落排水等		0	15	15	0	15	15	0
病院		9,088	0	9,088	8,935	0	8,935	153
観光施設		12	0	12	12	31	43	△ 31
休養宿泊		0	0	0	0	0	0	0
温泉等		12	0	12	12	31	43	△ 31
その他		0	47	47	0	47	47	0
電気		0	0	0	0	0	0	0
市場・と畜場		0	40	40	0	40	40	0
駐車場		0	5	5	0	5	5	0
宅地造成		0	0	0	0	0	0	0
介護サービス		0	2	2	0	2	2	0
合計		10,348	317	10,665	10,206	356	10,562	103

《 職員数の推移 》



3 支出決算規模

支出決算規模は3,861億円で、前年度比で137億円、3.7%増加した。

浜松市駅南駐車場移管に伴う費用計上がなくなったことで、その他事業において大きく減少したものの、法適用企業における会計基準の見直しにより、職員給与引当金をはじめとする各種引当金が新たに費用計上されたことから、特に病院事業において増加した。

事業別の支出決算規模をみると、病院事業が最も多く、次いで下水道事業、水道事業となっている。

(単位:千円、%)

事業名	年度	平成26年度 A	平成25年度 B	増減	
				C(A-B)	C/B
水道		74,906,575	74,138,221	768,354	1.0
下水道		110,518,287	114,416,279	△ 3,897,992	△ 3.4
病院		193,333,198	175,050,777	18,282,421	10.4
観光施設		1,626,576	1,350,863	275,713	20.4
その他		5,710,677	7,488,184	△ 1,777,507	△ 23.7
合計		386,095,313	372,444,324	13,650,989	3.7

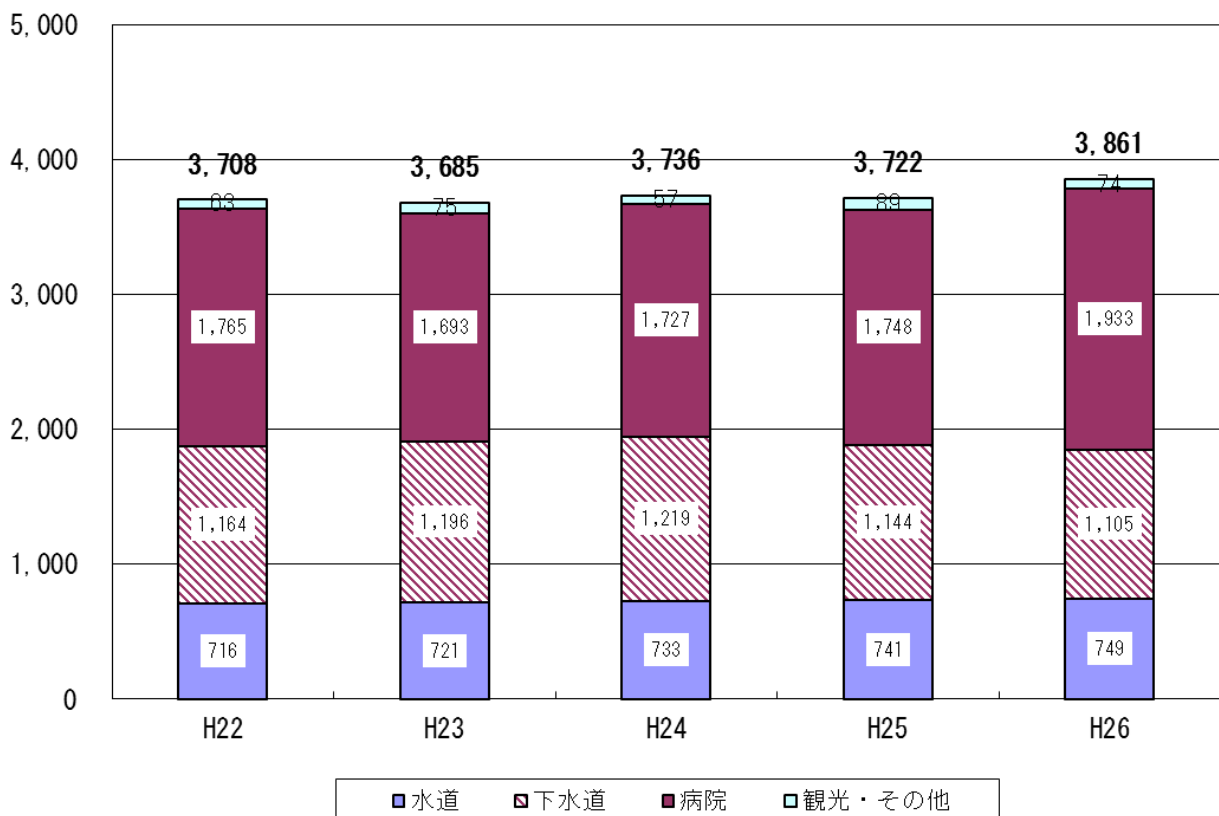
(注) 支出決算規模の算出は次のとおりとした。

法適用企業:総費用(税込み)－減価償却費＋資本的支出

法非適用企業:総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

《支出決算規模の推移》

(単位:億円)



4 建設改良費

建設改良費は652.2億円で、前年度比で32.2億円、4.7%減少した。

浜松市リハビリテーション病院の新病院棟の建築費の減少により、病院事業において大きな減少がみられる。

事業全体で見ると、ピーク時(平成6年度 1,700.6億円)と比較すれば約3分の1近くにまで減少しており、ここ数年では、前年度比で増加している年度も見られるものの、概ね650億円から700億円の間に推移している。

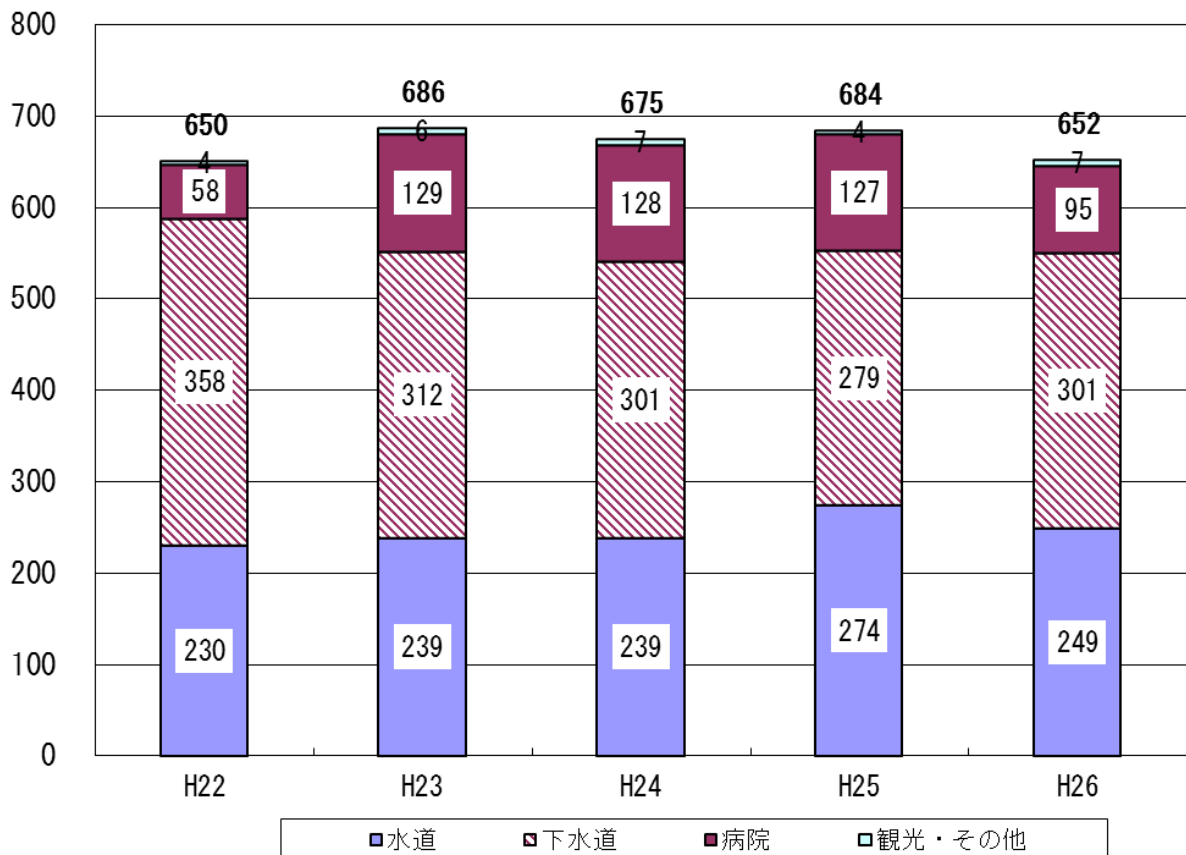
事業別の建設改良費は、下水道事業、水道事業が多く、次いで病院事業となっている。

(単位:千円、%)

事業名	年度	平成26年度 A	平成25年度 B	増減	
				C(A-B)	C/B
水道		24,913,527	27,380,156	△ 2,466,629	△ 9.0
下水道		30,097,475	27,929,808	2,167,667	7.8
病院		9,547,829	12,703,385	△ 3,155,556	△ 24.8
観光施設		172,599	201,637	△ 29,038	△ 14.4
その他		488,092	225,097	262,995	116.8
合計		65,219,522	68,440,083	△ 3,220,561	△ 4.7

《建設改良費の推移》

(単位:億円)



5 企業債残高

企業債残高は平成26年度末現在、9,352.5億円で、前年度比で250.5億円、2.6%減少した。

多くの事業において、建設改良事業費の減少により企業債の新規発行額が償還額を下回る状況となっているため、全体的な企業債残高の減少傾向が続いている。

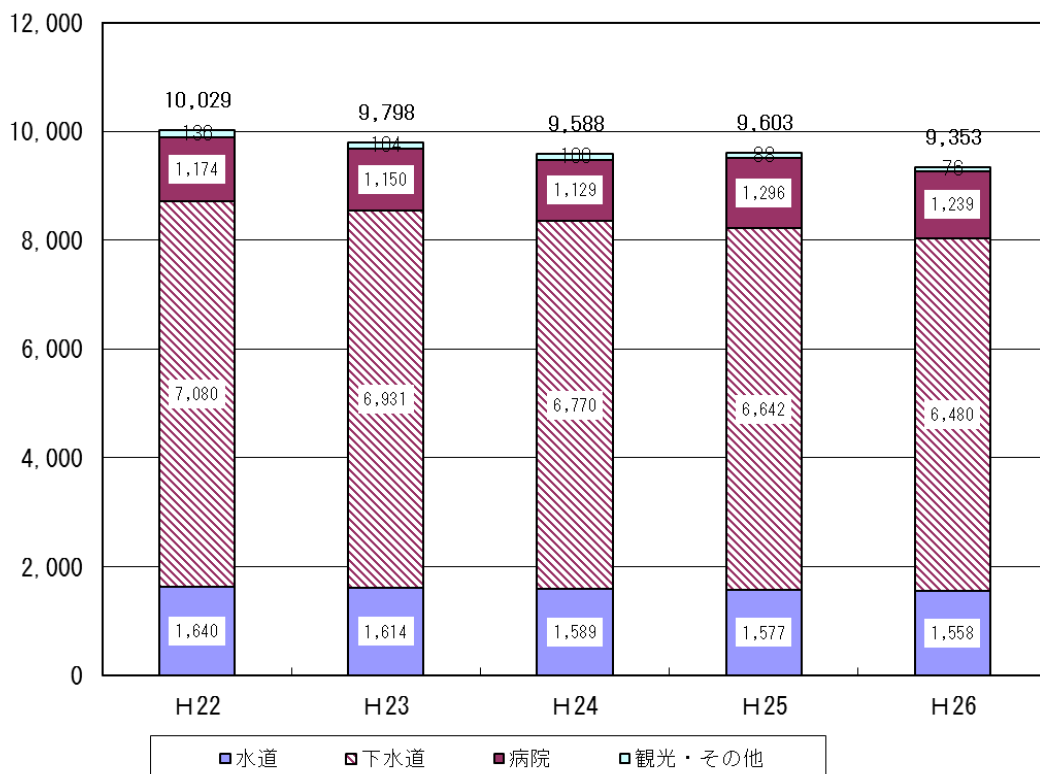
事業別の企業債残高をみると、整備に巨額の投資を必要とする下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

(単位:億円)

項目	年度	平成26年度			平成25年度			増減	
		法適用	法非適用	計 A	法適用	法非適用	計 B	C(A-B)	C/B
水道		1,479.4	78.9	1,558.3	1,496.1	80.9	1,577.0	△ 18.7	△ 1.2
上水道(含簡水)		1,479.4	78.9	1,558.3	1,496.1	80.9	1,577.0	△ 18.7	△ 1.2
工業用水道		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
下水道		4,093.3	2,386.2	6,479.5	4,192.5	2,449.9	6,642.4	△ 162.9	△ 2.5
公共下水道		4,092.9	2,274.5	6,367.4	4,192.0	2,335.5	6,527.5	△ 160.1	△ 2.5
集落排水等		0.4	111.7	112.1	0.5	114.4	114.9	△ 2.8	△ 2.4
病院		1,239.0	0.0	1,239.0	1,295.8	0.0	1,295.8	△ 56.8	△ 4.4
観光施設		6.0	0.1	6.1	9.2	0.7	9.9	△ 3.8	△ 38.4
休養宿泊		0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	3.0	△ 3.0	△ 100.0
温泉等		6.0	0.1	6.1	6.2	0.7	6.9	△ 0.8	△ 11.6
その他		0.0	69.6	69.6	0.0	77.9	77.9	△ 8.3	△ 10.7
電気		0.0	9.3	9.3	0.0	10.3	10.3	△ 1.0	△ 9.7
市場・と畜場		0.0	7.1	7.1	0.0	7.6	7.6	△ 0.5	△ 6.6
駐車場		0.0	38.5	38.5	0.0	43.9	43.9	△ 5.4	△ 12.3
宅地造成		0.0	1.0	1.0	0.0	1.9	1.9	△ 0.9	△ 47.4
介護サービス		0.0	13.7	13.7	0.0	14.2	14.2	△ 0.5	△ 3.5
合計		6,817.8	2,534.7	9,352.5	6,993.6	2,609.4	9,603.0	△ 250.5	△ 2.6

《企業債残高の推移》

(単位:億円)



6 法適用企業の赤字等の状況

(1) 当期純損失

当期純損失の生じた事業は 25 事業(前年度比+1)、純損失額は 22,672 百万円(同+291.8%)であった。
会計基準の見直しによる引当金計上のため、前年度に比べて損失額は増加しており、特に病院事業は多額の純損失を生じている。

(2) 累積欠損金

累積欠損金の生じた事業は 16 事業(前年度比△10)、金額は 77,049 百万円(同+14.9%)であった。
純損失と同様に、病院事業に多額の累積欠損金が生じている。

(3) 不良債務

不良債務が生じた事業は2事業(前年度比±0)、不良債務額は 965 百万円(同△44.3%)であった。
2事業の内訳は、熱海市(下水道)及び沼津市(病院)である。
沼津市については、前年度に一旦解消したものの、医師数の減少で医業収益が減少したことにより、再び不良債務が発生した。

(1) 当期純損失の状況

(単位:百万円)

	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
上水道	513 (6)	120 (6)	393 (－)
工業用水道	0 (0)	0 (0)	0 (－)
下水道	2 (1)	369 (2)	△ 367 (△1)
病院	22,130 (16)	5,260 (15)	16,870 (+1)
観光施設	26 (2)	37 (1)	△ 11 (+1)
合計	22,672 (25)	5,786 (24)	16,886 (+1)

※()は事業数

(2) 累積欠損金の状況

(単位:百万円)

	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
上水道	0 (0)	206 (6)	皆減 (皆減)
工業用水道	0 (0)	0 (0)	0 (－)
下水道	707 (1)	727 (1)	△ 20 (－)
病院	76,189 (14)	65,870 (17)	10,319 (△3)
観光施設	153 (1)	234 (2)	△ 81 (△1)
合計	77,048 (16)	67,037 (26)	10,011 (△10)

※()は事業数

(3) 不良債務の状況

(単位:百万円)

	平成 26 年度	平成 25 年度	増減
上水道	0 (0)	0 (0)	0 (－)
工業用水道	0 (0)	0 (0)	0 (－)
下水道	602 (1)	693 (1)	△ 91 (－)
病院	363 (1)	1,040 (1)	△ 677 (－)
観光施設	0 (0)	0 (0)	0 (－)
合計	965 (2)	1,732 (2)	△ 768 (－)

※()は事業数

平成 25 年度の病院事業における不良債務は、掛川市・袋井市病院企業団で発生したもの(平成 26 年度は算出方法の変更により発生していない)。

(参考)用語の説明

法適(法適用企業)

「地方公営企業法」が適用される公営企業のことをいい、水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業等 7 事業については、必ず地方公営企業法が適用される。また、病院事業については財務に関する規定等のみが適用され、これらの事業以外についても、条例の定めにより、任意に地方公営企業法を適用することができる。経理事務は企業会計方式で行われる。

地方公営企業法は、公営企業が、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために制定されたもので、組織面、職員の身分及び財務面で、一般行政部門とは別の独自の取り扱いがなされている。

法非適(法非適用企業)

「地方公営企業法」の適用を受けない公営企業のことをいう。経理事務は官庁会計方式で行われる。地方公営企業法が適用されない公営企業の組織、財務等の取扱いは、一般行政部門と同じである。

資本的収支

企業債発行額や国庫補助金等の収益的収入とは関係のない現金収入と建設改良費や企業債元金償還金等の収益的支出とは関係のない現金支出との差額のことをいう。

当期純損失

法適用企業のみで概念で、総収益から総費用を差引いた金額が、マイナスとなる場合の当該金額をいう。

累積欠損金

法適用企業において、営業活動によって損失(赤字)を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補てんができなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積したものをいう。

累積欠損金は、経常費用に占める資本費(減価償却費及び支払利息)の比率の高い事業において増大する傾向がある。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失(赤字)額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、累積欠損金が多い事業においては、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められる。

不良債務

公営企業の資金収支の累積不足額。法適用企業にあつては、貸借対照表の流動負債の額から翌年度償還分の建設改良等の財源に充てるための企業債等を控除した額が、流動資産から翌年度に繰り越した事業に充当できる特定財源を控除した額を超える場合において、その超える額をいい、公営企業の短期的な支払能力の良否を表す。